

2014年 8月 19日(火)開催 板橋区議会 区民環境委員会

『脱原発を求める意見書の提出を求める陳情』に関する会議録(118～153)

(※2回目の審議)

開会年月日：平成26年8月19日(火)

出席委員(敬称略)

委員長：小林公彦、副委員長：松崎いたる

委員：安井一郎、井上温子、しば佳代子、田中いさお、松島道昌、菊田順一、すえよし不二夫

118○委員長

次に、陳情第111号脱原発を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情は6月の定例会で一度審査した案件ですので、その後の状況に特段の変化があれば、理事者より説明願います。

○環境戦略担当課長

それでは、この間の原子力発電所をめぐる動きにつきまして、簡単にご説明申し上げます。

先月7月16日に、原子力規制委員会は九州電力の川内原子力発電所の1号機、2号機が新規規制基準に基づく基準を満たすと認める審査結果をまとめました。規制委員会は、審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を7月17日から先週の金曜日までの、8月15日までの30日間を行ってございます。

今後は、鹿児島県や薩摩川内市の地元の同意が得られれば、早ければ今秋、また、もしくは冬に再稼働の可能性となっておりましたところではございますけれども、最近の報道の中では、この工事計画あるいは運転管理体制の書類の提出も必要となっておまして、また、この了承も必要なことから、再稼働につきましては冬以降にずれ込むのではないかとというふうな観測も流れているところでございます。

また、東北電力は、6月10日、東通原発1号機、それから北陸電力については8月12日に志賀原発2号機のそれぞれの再稼働に向けた規制基準に適合しているかどうかの確認をする審査を原子力規制委員会に申請を行ってございます。これによりまして、原子力規制委員会におきまして新規規制基準による適合性にかかわる審査が行われております原子炉は13か所の原子力発電所、20基となっております。

なお、国内の原子力発電所の48基の原子炉が全て停止中であることには変わりはありません。

以上でございます。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間の討論のある方は挙手を願います。

○安井一郎

今、環境戦略担当課長からお話があったとおり、13か所、20基の原発が、今現在再稼働に向けてもう申請がされて、それが通ればということで、ほぼ再稼働は、間違いなく稼働されるであろうという私の認識です。

今般、この夏の異常気象等に電力の消費、この夏の暑さにかかわる今がピークだろうと思っております。その件について、板橋区の環境戦略担当課長がどの程度電気の、現在の消費電力が危機的状況なのか。例えば、大規模停電が起きる可能性も含めて、その辺の地域、板橋区がもしそれに伴って、東京都でもいいですけど、そういった場合の危機的状況になるのかならないのか、そういうことは何か考えていらっしゃると思いますか。まずそこからお聞きさせていただきたい。

○環境戦略担当課長

現在のところ、東京電力管内における電力の危機的状況っていうのは、私が把握している中では見られないということでございますけれども、事前に経済産業省から夏季の電力の需給に対しての見通しというのが発表されてございます。

この中で、東京電力につきましては、いわゆる予備率と、電力の需給に対しての供給力がどれだけあるかという予備率がありますけれども、8月の見通しということで、東京電力につきましては当初6.6%というふうに発表されておりましたけれども、これを特に電力が逼迫が予想されております西日本に融通を行うということを行いまして、東京電力管内におきましては5.5%の予備率を持って現在のところ運用をされているところと認識をしております。

○安井一郎

電力消費について、原子力発電所の稼働をしていけばことしの夏のこの内容が大分改善されてるんだろうと、今、課長がおっしゃってたとおり、関西電力に電気を融通する関係で東電の予備率が5.5%だということで、仮に、今現在日本の置かれてる電力需要は、前回も申し上げましたけど非常に優秀な電気供給事業者がまず停電などを起こさないようにきちんとした形で国民生活を行うための電力供給を行っております。

ですから、今後とも安全性の担保された原子力発電所については、これは再稼働をするべきだろうと、私は必ずその部分で、原子力発電所イコール福島事故があったからこそ、これが問題になってると思いますが、これは今現在、再生可能エネルギーですとか、化石燃料を使った電力消費を、発電をこのまま続けていったのでは、CO₂の削減計画も全然先が見えない、特に京都議定書のようにCO₂削減計画等も大きく逼迫してくると思います。

私どもの考え方としては、必ずしやこの意見書を提出するということに対しては、私は反対ですので、もう最初から最終……

(「意見開陳になっちゃってる」と言う人あり)

○安井一郎

意見開陳まででしたね。

(「質疑の段階です」と言う人あり)

○委員長

答弁よろしいですか。

○安井一郎

はい、結構です。意見として。

○委員長

じゃ、意見として。ほかに。

○しば佳代子

すみません、1つお伺いしたいんですけれども、女性として子どもを抱える、育てる母親として、もちろん原発がない方向に社会は進んでいただきたいというふうには思っているんですけれども、例えば1番の原発の再稼働を今後しないというふうにした場合、どういうふうに国が進んでいくんでしょうか。

○環境戦略担当課長

国の、前回の私の答弁の中でも、エネルギー基本計画というのを前回定めまして、原子力発電所の比率というのは可能な限り低減をさせるというふうに、その中には明記されております。

そういう中で、原子力発電所を全く稼働させないという想定はエネルギー基本計画の中ではされておりましたので、ご質問のあった原子力発電が1つも稼働しなかった場合の想定というのは、各年度で発行されておりますエネルギー白書という中に言及されてくるのかなというふうには予想はされておりますので、今のところ、再稼働というのが全くゼロだった場合ということに関しては、国の意見というのは今のところただけていないような状況でございます。

○しば佳代子

なかなか難しいことがあると思うんですけど、例えば、前回も出ましたけれども原発をやめたイタリアとかは慢性的な電力不足と停電と、あとはドイツでは電気代が上がっている

というようなことを考えながら進んでいかなきゃいけないのかなというふうに私は思っているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○環境戦略担当課長

日本の電力料金につきましても、原発の再稼働、稼働という問題ではなくて、東日本大震災以降と、それから震災後の今ということで、電力料金の比較をしたデータをちょっと私、手元には持ってないんですけども、家庭用ですと2割ですとか、あるいは事業所用ですと3割ですとか、前回のお話も出ましたけれども、そういったような形で電力料金がじわじわと上がっているのはデータとしても把握しているところがございますので、その点につきましても多少というか、非常に懸念しているところではございます。

○松崎いたる

私は原発を再稼働させるっていうことはとんでもない話だというふうに思います。1つは、100%安全ということはないと、絶対、何年も何年もやっていけば、確率的にも必ずどこかの原発は事故を起こすもんだというふうに考えるべきだと思います。

そういった意味で、火力発電だって事故を起こすんですけど、火力の事故の場合は人間が火を消せるんですが、原子力の場合は事故を起こすと人間が火を消すことはできません。そういった意味でいうと、他の発電方法に比べて質的にも量的にも全然違うということを考えても、危険な原発を動かすということは、あってはならないことだと思います。

仮に、100%安全だということが担保されたとしても、これは原発を動かせば、日々危険な放射性廃棄物というのが生み出される。また、原発といえども無限のエネルギーじゃありませんから、これまた濃縮核ウランとかいうものをつくり出す。その際に、また被曝の危険を考えなきゃいけないわけです。

私は、やっぱりこの原子力がなぜいけないのかということが一番、根本は放射能があると、放射線によって、人間を含め生命に害を与え環境を破壊する、この危険があるからだと思うんです。

質問にしなければいけないのでお聞きしますが、区としてはこの放射線の危険、放射性物質の危険、放射能の危険について今どういうふうな認識を持っていますか。

○環境戦略担当課長

放射能に対しての認識というお話でしたけれども、福島第一原発事故のときに、皆さんもご記憶に新しいところではございますけれども、非常に区民の方、やっぱり健康とか、健康被害に関しての関心は非常に高いということで、また、まだ区も定例的に区内の放射能を計測しているところではございますけれども、まだまだ非常に区民の方々の関心は高いというふうには認識をしております。

ですから、我々区としましても、さまざまな情報提供を行わせていただいて、少しでも皆

様の不安あるいは心配を払拭できるような形にしていければというふうに考えておるところでございます。

○委員長

間もなく12時となりますが、本件が終了するまで委員会を続けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○松崎いたる

昼食をとるってということも健康にとっては大事なことなんですけど、しばらくおつき合いいただきたいと思います。

今、放射能に対する認識は述べていただいたんですけど、私は放射能や放射線障害について甘い認識を持つということは大変危険だというふうに思います。その点で、この陳情、きょう質疑するので2回目なんですけど、前回の質疑の際に、申しわけないけど安井一郎委員から、放射線の危険についてはマスコミがあたり立っているのが大きな原因であって、そんなに放射能は心配する必要はないんだと、そういう大まかな趣旨の中で、私は議会として問題がある発言があったというふうに考えています。

もちろん、議会というのはいろんな立場の議員がそれぞれの意見を述べることは大事なことですけど、それにしてもそれを超えるような問題発言があったかと思います。

1つは、板橋区内に放射性廃棄物の処理施設をつくってもいいと思うと、掃除をやればお金をもらえると、医療費がただになるぐらいお金がもらえるんだから、区内に放射性廃棄物の処理場をつくってもいいんじゃないかという趣旨の発言がありました。

これは極めて板橋区民を危険にさらす内容の発言ですし、また、後段のお金がもらえるという話についても、その後、石原伸晃大臣が「金目の問題だ」という発言がされて大きな問題になりましたけど、この委員会の発言はその前でしたからあれですけども……

(発言する人あり)

○松崎いたる

いや、待って待って、待って待って。

非常に問題だというふうに思います。もう一つ、第五福竜丸のビキニ環礁の事件の問題に絡んで、これも放射能はそんなに心配は要らないという趣旨の中の発言ではありますけれども、亡くなられた久保山愛吉さんが亡くなった原因が放射線障害ではなくて、売血による肝炎のウイルスの感染症だという発言もありました。

これも、私は亡くなられた久保山愛吉さんを大変愚弄する話だと思ひまして、これは単なる見解の相違とか、意見の違いということでは済まされない話だと思ひます。いろいろとそのときに反論すればよかったのかもしれないんですけど、私も面食らってしまったもんですから、そのときはできなかつたんですけど、議会としてもこういう発言というのを何の反論もしな

いまま置いとくわけいきませんので、あえてここでお話をさせていただきますが、第五福竜丸で亡くなられた久保山愛吉さんは、ビキニ環礁の事件から、半年たってから肝炎で亡くなられてるんですけど、劇症肝炎なんですね。

劇症肝炎っていうのはウイルス性で起こるのは極めてまれであるということは当時から言われていることです。もう一つ、この間の発言で問題があるなと思うのは、船員さんが血を売って生活をしていたっていう発言もあるんですが、これも亡くなられた方に対してそういったことを言うのは極めて不適切だと思います。

当時から、これは輸血による影響ではないかって話はあったようなんですけど、これは本人が売血をした結果という話とまるっきり違うわけで、亡くなられた方が生活のために血を売っていたかのようにとられる発言というのは、私は議会としても訂正をすべきじゃないかなというふうに思います。

質問の形をとりますけれども、1つは板橋区内に放射性廃棄物の処理場をつくるという発言について、課の見解としてはどういうお考えがあるのかと、発言に対してというよりも、板橋区内に放射性廃棄物の処理場をつくるっていう考えについてどう認識を述べられているのかということと、核実験による被曝の影響というもの、これについてどんな評価をされているのか、まず区の見解をお聞きしたい。

○環境戦略担当課長

まず、区内に廃棄物の処理場をというようなお話があったかということで、それに対してのご意見をということなんですけれども、1つは関係法令等がございますので、その辺の関係で一体どのような関係が出てくるのかとか、あるいは環境影響評価とかっていうのは当然必要になってくるでしょうから、そういったところでどういう評価が出るのかとかっていうところにおいては、前回の委員のお話は例え話というふうに私は認識をしております。

それから、ビキニ環礁におきましての核実験の影響というところでのお話ですけれども、私も非常に、本当に区役所に就職する前のような記憶はあるんですけども、認識としては当然、私の記憶だと放射能を含んだ雨が降るだとか、ちりが日本にまで飛んでくるだとかっていうようなそんな話を記憶しております。そういう中で、全く明らかに目に見えてないというものに関しての、幼いころながら恐怖を持ったというような記憶も確かにございます。

そういった中での現在の認識でっていうお話なんですけれども、板橋区では、そういったことに関しては、やっぱり原発ですとか水爆の実験については、基本的に反対をしようという姿勢もございますので、そういった実験等に関しましては、私からここで、私が明らかな態度を表明するとか、そういった立場ではございませんけれども、そういった程度の認識ではあるというふうにご理解いただければというふうに思います。

○松崎いたる

私、安井委員の名前を出してしまったんで、あれなんで、ルール上は私から安井さんに質問するっていうことはできないんですけども、私の思いとしては、安井委員には前回の発

言については撤回をしていただきたいと思いますということはお伝えをしておきたいと思います。

安井委員から私に対して質問をするというのは、議会のルール上、認められていることなので、それについてはお受けをするつもりです。

以上です。

○安井一郎

すいません、お昼どきに。先ほど、松崎委員からのお話で、まず板橋区に処理施設を持ってきたらという話は確かに私もしました。それは、今、国が地方公共団体、いろんなところに候補地を探している時点での話の例え話というところでお話ししたと思います。

それから、ビキニ環礁で亡くなられた方のことは、今の医学、いろいろで、松崎委員もおっしゃってましたけど、極めてまれな……

(「意味違うよ、それは」と言う人あり)

○安井一郎

ですから、よく聞いてください。劇症肝炎で亡くなる、これはその因果関係をどうして証明できるのか、はっきりおっしゃってから、私が亡くなられた方の名誉を傷つけているんじゃないとか、船員さんの全ての人たちのその根拠をまずお示ししていただきたいなと思います。

○松崎いたる

第五福竜丸で亡くなられた久保山愛吉さんは、直接の死因は多臓器不全というふうに当時発表されています。その中でも、肝臓に障害を持ってというのが一番大きな死因だということなんですけど、多臓器不全の中には、例えば骨髄やリンパ節の変化ということがあります。

また、精巢細胞の障害、こういったものも見られているということです。そういった精巢に障害を受けるとか、骨髄やリンパ節にまで影響を及ぼすというのは、輸血による細菌の感染では到底説明ができないということが1点です。

また、輸血による感染ですと劇症肝炎がないというのが、例えばC型肝炎では、これは全く劇症肝炎にならないというふうに言われています。可能性があるのはB型肝炎のウイルスなんですけど、これも劇症になるというのは、発生率はわずか1%ということですので、そういった意味で極めてまれなわけですよ。

それを、逆にたまたま久保山さんがわずか1%の偶然に当たったというのであれば、逆に、その根拠を示していただかなければ、これは売血による輸血が原因だというふうな特定はできないはずなんです。

やはり、第五福竜丸がビキニ環礁で死の灰を受けたっていうのは、これは当時の日米の調査機関でもはっきりとしている事実ですから、それをその影響を考えずに売血の影響だとい

うふうに言うほうが、逆に無理のある話で、しかも安井委員が久保山さん自身、船員さんだ
ってという言い方で、久保山さん自身が血を売って生活を立てていたという発言もされてるん
だけども、これも何ら確たる証拠がなくて、亡くなった方に対して血を売ってたということ
を幾ら60年後だといったって、まだ遺族のいる中で、議会の中でそういう発言をされるっ
てというのは極めて不適切だというふうに思います。

私は、勘違いをされてるんだと思いますけど、当時から輸血の影響というのは検討はされ
ていたんです。こういう障害が出たときには、新しい血を入れるっていう医療方法が多くと
られていた、その輸血の中に、おっしゃるように売血による余り安全度が確かめられていな
い血も混ざっていたっていうのが当時の現状であることはあるんですけど、そのための肝炎
の感染症というのは当時から疑われていたんですけども、それは久保山さん自身が血を売
ったという話とは全く別の話ですから、その辺でも、やはり私は亡くなった方を傷つける発
言だったなというふうに思っているところです。

最近、NHKや毎日新聞でも放送してますけど、なぜ第五福竜丸だけだったのかというこ
とについても、実はあそこの海域には、当時、もう何百隻という漁船があって、それぞれが
被曝をしていたが、結局認められたのは第五福竜丸だけだったというのはずっと問題にされ
てきて、去年かことしになって、初めて実は他の漁船の船員も被曝をしていたと、人体に被
曝を受けていたっていう資料が公開されたということも最近明らかになってますから、そう
いった時点で先ほどのような発言があったというのは、私は議会の人として到底受け入れら
れるものではないというのが意見です。

○安井一郎

根拠がないとおっしゃってますけども、私もそれなりの調査をして、第五福竜丸の久保山
愛吉さんが、当時その漁船、売血そのものは別に非合法でも何でもなかった時代の生活の糧
であったという事実も、承知してる。その上でこの発言をさせていただきましたので、何ら
撤回するつもりはございません。

そもそも、この原発の問題になれば、底辺が広く、唯一の被爆国である日本の方針、そし
てついこの間の福島原発の事故、その上でのこの陳情ですので、その陳情を上げてこられた
方の気持ちもよくわかります。

ただ、現段階での意見書について、私は脱原発という形では、徐々に減らしていくって
いう形でやって、今すぐに……

(発言する人あり)

○安井一郎

地方議会というか、板橋区議会から意見書を上げる、その必要はないと考えます。

(発言する人あり)

○委員長

じゃ、ほかに質疑がございましたら。よろしいですか。

この程度で、質疑並びに委員間の討論を終了いたしまして意見を求めます。意見のある方は挙手願います。

○田中いさお

こちらは継続を主張させていただきます。

前回の意見開陳とほぼ同じ内容なんですけども、これの意見書の提出を求める陳情の内容、陳情理由にも、速やかに再生可能なエネルギーと原発に依存しないエネルギー政策を積極的に進めていかなければなりませんという、そのような趣旨もあります。

これ、本当におっしゃるとおりで、私自身もそう思っているところなんですけども、このエネルギー政策、先ほど理事者の方からもご説明あったとおりに、国の根幹にかかわるような政策でありまして、板橋区議会として、これを、意見書を、もう再稼働しないってということについては、特にこれは慎重に国で情報収集しながらエネルギー政策に努めていただきたいという思いもございますので、今回もまた継続を主張させていただきます。

○委員長

ほかに。

○井上温子

前回と同じく、採択を主張させていただきます。電気代の話とかもあったんですけども、原発事故の賠償費用とか、事故が起こったとき、その土地に住めないだとか、そういう福島の経験を見てみると、原発を再稼働しないと電気代が上がってしまうんだぞとか、そういう話って、現時点ではもうできないなって私自身は思ってます。

なぜかって、原発が一番高額なエネルギーだっていうことが、あの事故を見て私は認識した、自分自身は認識をしたなと思ってます。もし、100%の安全っていうのがないってことを、多分福島から、経験で私たちが学んだことで、万が一事故が起こったときの可能性っていうのを考えなければいけないっていうのが共通認識になったはずなんですけども、例えば、その再稼働したところが、もう一基、万が一将来事故を起こしたら、そのときこそ本当に日本ってどこに住めばいいのと、福島もだめだし、ほかの地域でも原発事故が起こって、住めない地域が2か所、中心地ができてしまったとか、そういう話になってしまったらどうするんだろうと、本当に日本に住めなくなったりだとか、そういうことを考えなきゃいけないって、そういうことを考えたら、原発、電気代がちょっと上がるとかそういう問題というよりも、きちんと原発をやめて、次の方向に私たちはかじを切らなきゃいけないということを主張し

たいなと思います。

以上です。

○すえよし不二夫

原発については、今までも話がありましたけども、まず廃棄物の処理方法、処理地も決ま
ってないということですね。世界で1つだけ、フィンランドだけです、地下埋設するって
いうのは。アメリカも取り消しましたから。やるかもわかりませんがね。

ですから、まず動かして安全であったとしても、廃棄物の処理法は決まってい
ないし、処理地がないと、このまま続けるって無責任だと思うんですよ。

それから、現在の福島の汚染水の処理も大変困ってる状態ですよ、汚染水処理も。もうあ
の手この手を使ってますけど非常に困っていると、それから、安いって話、原価が安
いって話、今話ありましたけど、まず廃炉費用、事故があったときの賠償費用、これ
を考えたら決して安くはないと、廃炉費用なんてこれからどれだけかかるかわか
らないでしょう、40年かけてやるっていうんだから。この計算をコストに入れて
ないんで、これは非常に安いとは言えないって私は思ってます。

したがって、我々は再生可能エネルギーの技術開発、低コスト化に最大の努力を
していくべきだと、だから特に今、法改正の動きが地熱発電、これはもうぜひ法
改正して、簡単に地熱発電ができるようにすべきだと思います。

それから、風力、太陽光ね。太陽光は昼だけで、稼働率、非常に低いんですけど
も、風力は一日じゅう回せますから大丈夫だと思います。そういうことも考
えてみるべきだと思います。

それから省エネルギー技術の機器の開発も努力していくべきだと、今後の課題
ですけども、それからガス発電、石炭発電はCO₂が出るって話あり
ましたけど、これも技術開発でだんだん低減化できつつあるという傾向にあり
ますから、これはますます進めてくべきだというふうに、技術開発をね。

それから、それでも若干の電気料金が上がるとするならば、じゃ、ある程度
国民としては、私は我慢してもやむを得ないんじゃないかという、若干のね、
そういうふうな考えを持っていますので、原発は可能な限り早くやめるべき
だというふうに思っていますので、国に対して意見書を出すことに私は賛成
ですので、この陳情は採択を主張します。

○松島道昌

採択を主張いたします。これまでも、他の委員からもありましたように、最
終処分ができないところ、これは大きいですよ。

稼働するということは、先送りをしてしまうということにもなります。稼働
すべきだということ、意見の大きな部分は電気代が値上がりをしてしま
うということがありますが、1つは円高による影響であります。

もう一つは、確かに海外からの化石燃料に頼ってるということもあるわけ
ですが、一方

で、その処理にかかる費用、原発が、それでは幾らかかるのかという膨大にかかるというイメージはあるでしょうけれども、同時にその部分を明らかにしていかなきゃいけない部分だろうというふうに思っています。

板橋区は環境先進区、環境区としてうたわれてきたところでありますから、自然エネルギーにどんどん、実際としても切りかえていくという施策をとるべきであります。例えば、板橋の企業が、志村にあります出版社でありますけども、北海道弟子屈町に地熱発電所をつくりました。その際に余った熱で、広大なビニールハウスをつくり、野菜を生産していると、そういう事業まで板橋区にある企業がチャレンジをし始めています。

板橋区からこそ、そういう声を挙げていくべきだろうというふうに思っておりますので、この陳情を採択を主張いたします。

以上です。

○松崎いたる

私も、この陳情については採択をし、板橋区議会からやっぱり原発再稼働をやめよという声を政府に上げるべきだというふうに思います。その理由は、他の委員とダブるところがありますんで、私も全く同感ですのであえて繰り返すことはしませんが、私が言いたいのは、やっぱり放射能、放射性物質の危険性について絶対に侮ってはならないということです。

それがなければ、確かに原子力発電というのはすばらしいエネルギーだと言えるかもしれないけれども、やはり電力と同時に、危険な放射線とか、放射性廃棄物を次から次へ生み出すという、この本質的な危険性というのはやっぱり我々は直視しなきゃいけないというふうに思うんです。

その危険性を私たちに教えてくれるのが、広島や長崎の原爆被害であり、また、それから10年後の第五福竜丸の事件、ビキニ環礁の事件の惨禍だというふうに思うんです。その後、スリーマイル島やチェルノブイリや、今度の福島もありました。たびたびこういうふうに放射性物質の危険性、放射能の危険性というのを我々は警告として受けとめているのに、それをまたごまかしたり、あるいはゆがめたりして、そんなに危険じゃないんだよということ自体、本当に危険なことだというふうに思います。

きょう、質疑の中で私本当に残念だったんですけど、例えば板橋区に放射性廃棄物の処理場をつくればいいという話は単なる例え話だということですけど、こういう例え話を軽々しく言うてしまうという意識自体が大変危険なものだというふうに思いますし、重ねてこれをお金がもらえるからいいんじゃないかというふうに言うてしまえるってこと自体が大変危険なことで、かつて、また第五福竜丸のことについて言えば、本当に命を犠牲にされた方が60年たった今日に、いやあれは放射能じゃなくて売血のせいだというふうにあらぬ因縁をつけられるということ自体、大変恐ろしい話だというふうに思います。

こんなふうに放射能の危険性をゆがめて、ゆがめて、それで原発の再稼働だということと言われるのは、私は到底受け入れることはできません。

重ねて、きょうは発言を撤回しないというふうに言われてしまいましたけど、私はその受

けとめとして、重ねてこれらの発言というのは極めて不当な、または危険なものだということを書いて、この陳情については採択を主張いたします。

○菊田順一

各委員も、今意見をいただきましたけども、いわゆる脱原発ね、原子力に頼らずに自然エネルギー、できることなら我々だって反対しませんよ。ただ、今、区内でも、我々は電力の消費者です。ですから、家庭の料金が上がっても、そんなに生活に影響はない。

ところが、区内で電力料金が上がることによって、企業の存続が問われてる会社が、聞くところによると非常に多い。これが現実なんですよ。

我々は再稼働を認めた政府、政党、所属してますから、今さら意見書を出して、そのことがもう全ての原子力が直ちになくなり、自然エネルギーが加速的にふえていく、それは現実的じゃないんじゃないかなと、その点で、この陳情は意見書を出せということでもありますけども、私どもは意見書、飲めません。

したがって、継続です。

（「継続」と言う人あり）

○委員長

以上で意見を終了いたします。

陳情第 111 号 脱原発を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますので、最初に、継続審査についてお諮りいたします。

陳情第 111 号を継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

可否同数（４－４）

○委員長

可否同数と認めますので、したがって、委員会条例第 14 条第 1 項の規定により委員長裁決を行います。

陳情第 111 号は継続審査と決定いたしました。

○委員長

以上をもちまして、区民環境委員会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

以上。